

# 社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト !-factory kozuya 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウトが、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所!-factory kozuya（以下「事業所」という。）において、就労移行支援事業及び、就労継続支援事業（B型）を行うにあたり、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従事者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって支援を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「基準」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 !-factory kozuya
- (2) 所在地 京都府八幡市上津屋南村7番地1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数は次表のとおりとし、職務内容を下記に示す。ただし、基準に従って、職務の兼務を行う。

	就労移行支援事業	就労継続支援事業
(1) 管理者	1名（常勤・兼務）	
(2) サービス管理責任者	1名（常勤・兼務）	
(3) 調理員	1名（常勤・兼務）	
(4) 職業指導員	1名（常勤・専従）	1名（常勤・専従）

(5) 生活支援員	1名（常勤・専従）	1名（常勤・専従）
(6) 就労支援員	2名 （常勤・兼務1名 非常勤・兼務1名）	
(7) 目標工賃達成指導員		1名（常勤・専従）

(1) 管理者

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従事者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 調理員

調理員は、施設において、給食の調理、栄養管理、安全衛生管理を主に行う。

(4) 職業指導員

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

(5) 生活支援員

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(6) 就労支援員

就労支援員は、一般就労に向けて、事業所内や企業における作業や職場実習の支援を行う。また、利用者の適性にあった職場探しや関係機関との調整、就労後の職場定着支援をコーディネートする。

(7) 目標工賃達成指導員

目標工賃達成指導員は、作業工賃を向上させるために、職業開拓や営業、作業の効率化などを行い、作業工賃の向上を図る。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日は月曜日から金曜日とし、営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、訓練協力企業の実習等においては、企業の営業日に合わせるものとする。

(事業所の利用定員)

第6条 施設利用者の定員は20名とし、就労移行支援事業6名、就労継続支援事業（B型）14とする。

(事業所の主たる対象)

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は知的障がい者、精神障がい者（18歳未満のものを除く）とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、障害福祉サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、障害福祉サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第9条 事業所は、障害福祉サービスを提供するときは、当該障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

(提供拒否の禁止)

第10条 事業所は、正当な理由なく障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第11条 事業所は、障害福祉サービスの利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、八幡市とする。ただし、八幡市の近隣市町村で利用者が通所できる範囲は可とする。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害福祉サービス提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、障害福祉サービスの提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、当該支援の提供日、内容その他必要な事項を、障害福祉サービスの提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第18条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から障害福祉サービスに係る利用者負担額を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から訓練等給付費の支払いを受けるものとする。

(事業所が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第19条 事業所は指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受ける。

- (1) 食事の提供に係る費用については、別紙に定める金額を徴収するものとする。ただし、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から4号までに掲げる支給決定者に対して食事の提供を行なった場合は、食材料費のみの支払いを受けるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第20条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付

費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第21条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

- （1）利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- （2）利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

（個別支援計画の作成等）

第22条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

- 2 サービス管理責任者は利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画等の作成をする。
- 3 サービス管理責任者は、障害福祉サービスの利用者について、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する障害福祉サービスの提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する個別支援会議計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

（相談及び援助）

第23条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 事業所は、利用者が、当該障害福祉サービス以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

（訓練）

第24条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、訓練等を行うに当たっては、常に1人以上の従事者を訓練等に従事するものとする。
- 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従事者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動)

第25条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。実施する生産活動内容は各事業種別により以下のとおりとするが、実状を考慮して、利用者に合わせて柔軟に活動内容を組み立てる。

就労移行支援事業 : 食品加工

就労継続支援事業 (B型) : 陶器製品の製作

(工賃の支払)

第26条 事業所は、生産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(職場実習の実施)

第27条 事業所は、利用者が個別支援計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業、生活支援センターなどの関係機関と連携して利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受け入れ先の確保に努める。

(求職活動の支援の実施)

第28条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援の実施)

第29条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第30条 事業所は障害福祉サービス利用者のうち前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告するものとする。

(食事)

第31条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜

好を考慮し、適切な時間に行う。

(健康管理等)

第32条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第33条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第34条 事業所の従事者は、現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第35条 事業所は、障害福祉サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第36条 事業所は、障害福祉サービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待防止のための措置)

第37条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従事者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における

虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(協力医療機関等)

第38条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を京都八幡病院と定める。

(掲 示)

第39条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障がいの種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第40条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第41条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第42条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従事者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従事者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第43条 事業所は、その提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。



(地域との連携等)

第44条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第45条 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第46条 事業所は、実施する障害福祉サービスの経理区分がそれぞれ区分できるよう経理をす  
るものとする。

(記録の整備)

第47条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条に規定する個別支援計画
- (2) 第17条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第35条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第43条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第45条に規定する事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。